

【2026年度4月入学・JASSO 給付奨学金予約採用者対象】 自宅外通学早期申請

【本データの構成】

- 1,2 枚目 (2026年度4月入学・JASSO 給付奨学金予約採用者対象)自宅外通学早期申請(本紙)
- 3,4 枚目 対象区分必要証明書類確認チャート
- 5 枚目 自宅外通学申請届
- 6 枚目 記入例
- 7,8 枚目 証明書の照合例

1.自宅外通学申請の早期届出

本制度の支援対象と判定された後に、自宅外通学の届け出をすることで、給付奨学金の支給額や第一種奨学金の併給調整額が変わります。予約採用候補者は、進学前に自宅外の申請を行うことが可能です。不備なく受理されれば、4月から自宅外通学額の支給、第一種奨学金を貸与する場合は併給調整が開始します。

2.今回、本届を提出できる方

以下の全てに該当した場合、本届を提出可能です。現時点で提出できない場合は、進学後に改めて提出すれば問題ありません。

全てに該当したら提出可能！	
<input type="checkbox"/>	高等学校等の予約採用で「 <u>給付奨学金</u> 」の採用候補者となり、以下のいずれかの支援区分に該当する <input type="checkbox"/> 第Ⅰ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分 <input type="checkbox"/> 第Ⅰ区分(多子) <input type="checkbox"/> 第Ⅱ区分(多子) <input type="checkbox"/> 第Ⅲ区分(多子) <input type="checkbox"/> 第Ⅳ区分(多子) <input type="checkbox"/> 多子世帯かつ第一種奨学金の採用候補者
<input type="checkbox"/>	予約採用申請時から入学までに、以下の生計維持者情報に変更がない ① 生計維持者の追加・削除(再婚、離婚、死亡等) ② 生計維持者の現住所
<input type="checkbox"/>	2枚目の「対象区分・必要証明書類チャート」で <u>C~G</u> のいずれかに該当し、提出日までに証明書類を用意できる ※提出日までに用意できない場合は、入学後の提出で構いません。 ※明専寮、スチューデントレジデンス等の学生寮に入寮する(A,Bに該当する)場合は、入学後でなければ入寮の証明書を発行できないため、今回提出はできません。

3.提出方法及び提出日

以下の書類を用意し、**【2026年3月13日(金)※必着】**までに、担当窓口まで提出してください。
郵送する場合は、「※自宅外通学届書類在中」と朱書きの上、追跡できる手段で送付してください。

全て提出	
<input type="checkbox"/>	自宅外通学申請届(通学形態変更) ※4 枚目・原本
<input type="checkbox"/>	自宅外通学の証明書類 ※2,3 枚目の対象区分必要証明書類確認チャートを参照して準備

※記入例とおりに記入しなかった、必要な証明書類が誤っていたことにより、不備差し戻しが増えています。
差し戻しとなった場合は、入学後に再提出を依頼しますのであらかじめご注意ください。

【担当窓口】

所属	担当係	住所
工学部	工学研究院事務課学生係	〒804-8550 福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1
情報工学部	情報工学研究院教務学生支援課学生係	〒820-8502 福岡県飯塚市川津 680-4



**2026年3月13日(金)までに提出できない場合は、
入学後の提出でも問題ありません。**

4月の支給には間に合いませんが、遡及して自宅外月額の手給・併給調整が開始されます。

※提出が遅れる等のご連絡も不要です。

【本件に関する問い合わせ】

九州工業大学学生支援課学生生活支援係

MAIL:gak-gakshien@jimu.kyutech.ac.jp

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	<p>入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 [(1)奨学生氏名、(2)寮の所在地、(3)入寮期間、(4)寮費(部屋代)] ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしませんが、 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。</p>
※2	賃貸借契約書	<p>賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 [(1)賃貸借契約の締結、(2)契約期間、(3)借主および貸主、(4)入居者、(5)家賃、(6)物件の所在地] ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くても構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的処理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※3	領収書 又は 支払実績証明書	<p>家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 [(1)宛名、(2)物件名と所在地、(3)家賃領収の対象月、(4)金額、(5)家賃として領収した旨の記載、(6)貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、(7)発行日] ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。</p>
※4	居住証明書	<p>賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 [(1)物件名と所在地、(2)貸主および借主、(3)実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、(4)契約期間、(5)賃料、(6)発行者の証明] ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。</p>
※5	契約期間外の居住証明	<p>賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近では各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。</p>
※6	個人間の賃貸借契約	<p>知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めを証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 [(1)物件所在地、(2)家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、(3)実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、(4)契約期間、(5)月額家賃、(6)家主(貸主)による押印必須の証明、(7)証明日] ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。</p>

※重要事項説明書を提出して差し戻しとなるケースが増えています!

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明書となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

奨学生・予約採用候補者→学校 →自宅外通学事務処理センター

私は、下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については、諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】

- ・枠内をもれなく正確に記入し、学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。
・申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。
・在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。
・賃貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。

Table with 2 columns: Field (学校への提出日, 生年月日, 学籍番号, フリガナ, 氏名(自署)), Value (西暦 20 年 月 日, 西暦 年 月 日, フリガナ, 氏名(自署))

Main application form with multiple sections: 学校名, 学部・学科, 奨学生番号, 採用候補者決定通知登録番号, 自宅外通学要件, 自宅外通学申請住所, 賃貸借契約期間, 家賃・寮費の発生年月日, 自宅外通学申請住所, 生計維持者, キャンパス所在地, 自宅外要件.

(※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
(※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
(※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払している場合でも、2026年4月1日と記入。)
(※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
(※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日

学校名

証明者(※)

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

Table for school confirmation with checkboxes for A-G and a 'はい' checkbox.

Table for phone number and school number with input fields for area code, number, and district.

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関保証保有者個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給付

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

自宅外通学申請届

(通学形態変更届)

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1 年	学校への提出日	西暦 2026 年 4 月 21 日 (※1)
学部・学科 (課程・研究科)	〇〇学部 〇〇学科			生年月日	西暦 2007 年 10 月 1 日
				学籍番号	000001
				フリガナ	イクエイ ユウ
				氏名 (自署)	育英 友 ①
奨学生番号		どちらかを ←記入→	採用候補者決定通知登録番号 (奨学生番号付与前に限る)	進学届入力日	
5 2 0		9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	— 1 0 9 — 9 9 9 9 9	4 月 16 日	
自宅外通学要件 及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G				
自宅外通学申請住所 への入居日 ②	西暦 2026 年 4 月 3 日	→入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認(※2) →入居月(または採用月)から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認			
賃貸借契約期間 ③	西暦 2026 年 3 月 25 日	～	西暦 2027 年 3 月 24 日		
家賃・寮費の発生年月日 (※3) ④	西暦 2026 年 5 月 1 日	いずれかに該当する 場合は☑を記入→	<input checked="" type="checkbox"/> フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 <input type="checkbox"/> 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当		
自宅外通学申請住所 ⑤	〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4 - 5 - 29 駒場マンション 3階 301号				

賃貸借契約書

名称	駒場マンション 3階 301号		
住所	東京都目黒区駒場 4 - 5 - 29 ⑤		
構造	鉄筋コンクリート造 (5階建)		
種類	共同住宅 ②③④	タイプ	1K
契約期間	2026年3月25日 (入居開始可能日) ~ 2027年3月24日		
家賃	月額 35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費	月額 3,000円		
家賃振替口座	育英銀行	口座番号 (普通)	1111111
	本店	フリガナ	シエンキコウ
		口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特約条件

- 2026年5月分から家賃は発生する。④
- 期間内の違約金は、契約開始日より1年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日	2026年 3月 10日	
貸借人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2 - 2 - 1
	氏名	奨学 一郎
賃借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 13
	フリガナ	イクエイ ユウ
	氏名 ①	育英 友 <small>氏名が一致していない場合は 下記※1または※2を確認してください。</small>
連帯保証人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8 - 3 - 13
	フリガナ	イクエイ タロウ
	氏名	育英 太郎

仲介業者

免許番号 〇〇〇免許 東京(〇)第〇〇〇〇号
株式会社 支援機構不動産
代表取締役 支援 一郎

産権支
ノ不援
印動機

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。